

令和5年7月28日

青森市政記者会 様

青森市教育委員会事務局学務課

### 青森市小学校男性教諭懲戒免職についての教育長コメント

青森市立小学校に勤務する教諭が、青森市内小学校の女子トイレに侵入し、児童の後ろから抱きつく行為により、建造物侵入及び暴行で刑事処分を受け、本日付けで懲戒免職処分を受けました。

教育公務員として児童生徒を指導し守るべき立場にある者が、被害者の心身に大きな被害を及ぼす行為に及んだことは、決してあってはならないことであり、誠に遺憾であります。

被害にあわれました児童及び御家族の皆様に、深くお詫び申し上げます。

また、本件については、教職員全体に対する社会の信用を著しく損ない、ひいては教育に対する不信を招くものであり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

教育委員会では、教職員の非違行為根絶に向けて、これまでも校長会等、あらゆる機会を通して厳重に注意を促し、全教職員に法令遵守の周知徹底を図ってきたところでありますが、今後二度とこのようなことが発生しないよう、改めて全教職員に対し法令遵守を徹底させるよう各校長に指示するとともに、服務規律の厳正なる確保に努めるよう指導を徹底して参ります。

**【問合せ先】**

青森市教育委員会事務局学務課

担当：課長 角田 毅

管理主事 柴田 幸一

電話：017-718-1399

青市教委学第567号  
令和5年7月28日

各小・中学校長 様

青森市教育委員会  
教育長 工藤 裕司  
(公印省略)

教職員等による児童生徒性暴力等の再発防止について（通知）

本市小学校に勤務する男性教員による建造物侵入及び暴行に関し、本日、当該教諭が懲戒免職処分を受けました。

このような不祥事は、児童を守り育てる立場にある教育公務員としての品位や信頼を失うだけでなく、学校教育全体への不信を招くものであり、誠に遺憾であります。

各校においては、今後、児童生徒を教職員による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意のもと、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に基づいて策定した、自校の「教職員による児童生徒性暴力等の防止に係る取組計画」に沿いながら、引き続き教職員による児童生徒性暴力等防止に関する実効性のある校内研修を実施し、指導の徹底を図ってください。

その際、令和4年4月1日に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」において、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反となることを改めて周知してください。

また、夏季休業中において、教職員と面談を行うなどして、教職員の心身の健康状態を把握し、適切に指導助言しながら、学校経営の充実に努めてください。

担当

青森市教育委員会事務局学務課

管理主事 柴田 幸一

TEL 017-718-1399